

令和4年度 事業報告書

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

地方独立行政法人広島市立病院機構

目 次

1	法人の長によるメッセージ	1
2	法人の目的及び業務内容	
(1)	目的	2
(2)	業務内容	2
3	市の施策における法人の位置付け及び役割	2
4	中期目標	
(1)	概要（第3期中期目標（令和4年4月～令和8年3月））	3
(2)	項目別の目標	3
5	理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略	
(1)	基本理念	4
(2)	基本方針	4
(3)	第3期中期計画における重点目標	4
6	中期計画及び年度計画の概要	5
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	
(1)	ガバナンスの状況	7
(2)	役員等の状況	7
(3)	職員数（令和4年4月1日時点）	8
(4)	重要な施設等の設備等の状況	8
(5)	純資産の状況	8
(6)	財源の状況	8
(7)	社会及び環境への配慮等の状況	9
8	業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対策	
(1)	リスク管理の状況	9
(2)	業務運営上の課題及びその対応策の状況	9
9	業績の適正な評価に資する情報	
(1)	広島市民病院	10
(2)	北部医療センター安佐市民病院	11
(3)	舟入市民病院	12
(4)	リハビリテーション病院・自立訓練施設	12
10	業務の成果及び当該業務に要した資源	
(1)	令和4年度の業務の成果及び当該業務に要した資源	13
(2)	中期目標期間中における評価結果	14
11	予算及び決算概要	14
12	財務諸表の要約	
(1)	貸借対照表	15
(2)	損益計算書	16

(3)	純資産変動計算書	16
(4)	キャッシュ・フロー計算書	17
(5)	行政コスト計算書	17
1 3	財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明	
(1)	貸借対照表	17
(2)	損益計算書	18
(3)	純資産変動計算書	19
(4)	キャッシュ・フロー計算書	19
(5)	行政コスト計算書	20
1 4	内部統制の運用状況	20
1 5	法人に関する基礎的な情報	
(1)	沿革	21
(2)	設立に係る根拠法	21
(3)	組織図	22
(4)	事務所の所在地	23
(5)	主要な財務データの経年比較	23
(6)	翌事業年度（令和5年度）に係る予算、収支計画及び資金計画	24

1 法人の長によるメッセージ

当機構は、平成26年4月の法人設立から10年目を迎えました。その間、市民に信頼され、満足される質の高い医療を継続的に提供するため、「医療機能の拡充」、「運営体制の強化」、「安定した経営の維持」といった基本方針の下、自律性、機動性、透明性という地方独立行政法人の特長を生かした運営を行っています。

令和4年度は引き続き、地域の医療機関との役割分担・連携のもと、各病院がそれぞれの特長を生かしながら救急医療、小児・周産期医療、感染症医療、リハビリテーション医療、災害時の医療など、市民生活に不可欠な医療や高度で先進的な医療を安定的に提供してきました。

昨年5月に開設した北部医療センター安佐市民病院では、新たに設置した地域救命救急センターでの一次から三次までの24時間365日体制での救急医療や、通院治療センターでの集学的ながん治療・支援等、県北西部地域等の拠点病院として役割を果たしてきました。本年4月に開設した安佐医師会病院との連携のもと、高度急性期から回復期、在宅に至るまで切れ目のない地域完結型医療の提供や、それをベースとした地域包括ケアシステムの構築にも向けて取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応としては、第二種感染症指定医療機関である舟入市民病院をはじめ、協力病院である北部医療センター安佐市民病院、広島市民病院、リハビリテーション病院が受け入れ態勢の強化やワクチン接種の実施など、関係機関と連携しながら公的病院として一丸となって取り組んでまいりました。本年5月に感染症法上の位置づけが5類に移行しましたが、引き続き関係機関と連携して適切に対応してまいります。

広島県で進められている「高度医療・人材育成拠点基本構想」においては、新病院に当機構の舟入市民病院が小児医療機能を移管する方向などが検討されており、今後の広島県の医療が大きく変わることになります。当機構においても、病院群としての更なる医療機能の強化・充実を図っていくため、広島市民病院と舟入市民病院の連携強化等を進めてまいります。

終わりに、当機構は、引き続き職員一丸となって、市民に信頼され、満足される質の高い医療を継続的かつ安定的に提供してまいります。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 竹内 功

2 法人の目的及び業務内容

(1) 目的

地方独立行政法人広島市立病院機構は、広島市の医療施策上必要な救急医療、高度で先進的な医療その他の医療を提供すること並びに医療に関する調査及び研究、地域医療の支援等を行うことにより、市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的としています。

(2) 業務内容

当機構は、以下の業務を行います。

- ア 医療を提供すること。
- イ 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- ウ 医療に関する地域支援を行うこと。
- エ 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- オ 障害者支援施設を運営すること。
- カ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 市の施策における法人の位置付け及び役割

広島市では、全国と比べ、平均寿命は長い一方で、健康寿命が短いことから、広島大学病院や県立広島病院等との連携の下、広島市民病院と安佐市民病院を中心に、圏域内における高度な医療の提供体制の構築などを進めている。そうした状況の中で、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）以降、医療・介護ニーズは更に増加するとともに、複雑かつ多様化していくことが予想されている。更に結核や風しん、季節性インフルエンザ等の既知の感染症に加え、新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症が出現するなど、社会に大きな影響を与えている。

このため、広島市としては今後とも、健康寿命を延ばし、市民一人一人が生涯を通じて心身共に健康で自立した生活ができるよう、市民の健康な生活を支える環境整備に取り組む必要がある。また、住み慣れた地域で安心して暮らし、人生の最期まで身近な地域で適切な医療・介護サービスを受けることができる体制の充実に取り組むとともに、高度・急性期の医療が必要となった場合は、圏域内でより質の高い医療や看護を受けられるよう、中枢都市として広域的な医療提供体制を強化する必要がある。

地方独立行政法人広島市立病院機構は、広島市の医療施策上必要な救急医療、高度で先進的な医療その他の医療を提供すること並びに医療に関する調査及び研究、地域医療の支援等を行うことにより、市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的として、「医療機能の拡充」、「運営体制の強化」、「安定した経営の維持」といった基本方針の下、地方独立行政法人の特長を生かした運営を行っていくものとする。

4 中期目標

(1) 概要（第3期中期目標（令和4年4月～令和8年3月））

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）は、平成26年度に設立され、広島市の医療施策上必要な救急医療、高度で先進的な医療その他の医療を提供すること並びに医療に関する調査及び研究、地域医療の支援等を行うことにより、市民の健康の維持及び増進に寄与してきた。

今後、更なる高齢化の進展や医療需要の変化に的確に対応していくためには、地域の拠点病院としての役割を担う市立病院が、広島県地域医療構想の推進に向けて、地域包括ケアシステムの推進や地域完結型医療の提供体制の確立に取り組んでいかなければならない。

さらに、将来の人口減少や社会経済情勢の急激な変化に備えて、広島二次保健医療圏域内において、継続的かつ安定的に質の高い医療を提供できる体制を構築するとともに、200万人広島都市圏構想の実現に資する市立病院の拠点性・広域性の向上のためにも、圏域内医療機関等との連携強化を図ることなどによって広域的な医療提供体制の強化を進めていくことが必要である。

これらに加えて、市民の生命と健康を守る市立病院として、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、院内感染防止対策に万全を期するとともに、更なる感染症医療の体制の充実にも取り組んで行かなければならない。

また、働き方改革関連法の施行により、令和6年度から時間外労働の上限規制が医師に適用されることに備えて、医療現場で勤務する医師の負担を軽減し、より働きやすい職場環境への改善に向けて取り組むことが求められている。

こうしたことを実現していくため、第三期中期目標期間においては、より一層の質の高い医療の提供に取り組むとともに、法人としてより安定した経営のための基盤づくりを進め、持続可能な医療提供体制を確保していくための大胆な経営改善と組織改革に取り組まなければならない。

(2) 項目別の目標

大項目	小項目
1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	市立病院として担うべき医療
	医療の質の向上
	患者の視点に立った医療の提供
	地域の医療機関等との連携
	市立病院間の連携の強化
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	保健、医療、福祉、教育に係る行政分野への協力
	業務運営体制の確立
	人材の確保、育成

	弾力的な予算の執行、組織の見直し
	意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり
	外部評価等の活用
3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	経営の安定化の推進
4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	広域的な医療提供体制の強化
	法人の経営環境等の変化への対応

5 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

(1) 基本理念

市民の健康の維持・増進を図るため、市民に信頼され満足される質の高い医療を継続的かつ安定的に提供していきます。

(2) 基本方針

I 医療機能の拡充

それぞれの病院の特長を生かした医療の提供

II 運営体制の強化

職員が意欲的に働くことができる、働きやすい職場環境への改善

III 安定した経営の維持

(3) 第3期中期計画期間における重点目標

第3期中期計画では、国における2025年（令和7年）を見据えた医療と介護の一体改革を踏まえるとともに、広島市の200万人広島都市圏構想の実現に資する市立病院としての役割を踏まえつつ、引き続き市民に信頼され、満足される質の高い医療を継続的かつ安定的に提供するため、広島市民病院、北部医療センター安佐市民病院、舟入市民病院及びリハビリテーション病院・自立訓練施設において、次のことを重点目標として、それぞれの特徴を生かした医療の提供に努めます。

(広島市民病院)

広島市の医療政策上必要とされる医療の提供に関し中心的役割を担うとともに、地域の医療水準をリードする急性期病院として、高い医療水準の維持・向上を図ります。

(北部医療センター安佐市民病院)

県北西部地域等の拠点病院として、高度で先進的な医療を提供します。また、安佐医師会病院や地域の医療機関等と緊密に連携し、地域完結型医療の提供に向けて取り組むとともに、地域包括ケアシステムにおける構成員としての役割を果たします。

(舟入市民病院)

小児救急医療の安定的な提供を図るとともに、第二種感染症指定機関として、感染症患者の受入体制を維持します。また、急性期を経過した患者を受け入れるとともに、地域に根差した病院として地域の診療所等の後方支援病床としての機能の推進を図ります。

(リハビリテーション病院・自立訓練施設)

高度で専門的な回復期リハビリテーション医療を提供するとともに、自立のための訓練や相談など生活の再構築のための一貫したリハビリテーションサービスを提供します。また、広島市身体障害者更生相談所等と連携して、地域リハビリテーションの推進を図ります。

6 中期計画及び年度計画の概要

第3期中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は以下のとおりです。

第3期中期計画	年度計画（令和4年度）
1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	
<u>①市立病院として担うべき医療</u> ○一次から三次までの救急医療の24時間365日体制で提供（広島） ○通院治療センターの設置による集学的ながん治療・支援（安佐） ○小児科の24時間365日救急診療の安定的な提供（舟入） ○総合的なリハビリテーションサービスの提供（リハ）	○一次から三次までの救急医療の24時間365日体制で提供（広島） ○通院治療センターの設置（安佐） ○小児救急医療を24時間365日体制で提供（舟入） ○社会復帰、社会参加の促進及び生活の再構築のための一貫したリハビリテーションサービスの提供（リハ）
<u>②医療の質の向上</u> ○医療スタッフの知識の習得や技術の向上などによる診療体制の充実	○キャリア開発ラダーを活用した看護師の質の向上
<u>③患者の視点に立った医療の提供</u> ○クリニカルパスの活用拡大等による良質な医療の安全かつ適正な提供	○クリニカルパスの活用拡大、新規パスの作成及び既存パスの計画的な見直し
<u>④地域の医療機関等との連携</u> ○病院の役割分担に基づく紹介、逆紹介の促進等	○医療支援センター等による連携の強化

⑤市立病院間の連携の強化 ○一つの病院群としての病院運営の推進	○病床利用や手術室の運用等による広島市民病院と舟入市民病院の連携強化
⑥保健、医療、福祉、教育に係る行政分野への協力 ○広島市の実施する施策への協力	○重症心身障害（児）者医療型短期入所事業の実施
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
①業務運営体制の確立 ○DXを活用した病院運営や地域医療支援の効率化	○オンライン資格確認やRPA等を活用した業務効率化の推進
②人材の確保、育成 ○医師確保の推進	○研修プログラムの充実による臨床研修医の確保
③弾力的な予算の執行、組織の見直し ○組織、人員配置の見直しによる効果的かつ効率的な業務運営の確保	○組織、人員配置の見直しによる効果的かつ効率的な業務運営の確保
④意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり ○医療クラークや看護補助者等の活用による医療スタッフの負担軽減	○医療クラークの増員による医師の負担軽減
⑤外部評価等の活用 ○監査結果を踏まえた対応の検討及び業務運営の改善	○監査等の結果を踏まえた業務運営の改善及びその公表
3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	
①経営の安定化の推進 ○中期目標期間中の経常収支の黒字化	○経営状況・分析を踏まえた病院運営の実施
4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	
①広域的な医療提供体制に係る調査・研究 ○広域的な医療提供体制に係る調査・研究	○地域医療連携推進法人に係る先進事例の調査・研究

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

広島市立病院機構は、中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、地方独立行政法人広島市立病院機構定款第1条の目的を有効かつ効率的に果たすため、内部統制に係る基本方針を定めています。

また、役員（監事を除く。）における職務の執行が地方独立行政法人法又は他の法令、広島市の条例若しくは規則又は法人の定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を内部統制システムとして、その整備に関する事項を業務方法書に定めています。

詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

(2) 役員等の状況

① 役員等の状況（令和4年7月1日時点）

区 分		氏 名	役 職 等
理 事 長	常勤	竹内 功	
副理事長	常勤	影本 正之	相談役
理 事	常勤	松村 司	本部事務局長
理 事	常勤	秀 道広	広島市民病院長
理 事	常勤	土手 慶五	北部医療センター安佐市民病院長
理 事	常勤	高蓋 寿朗	舟入市民病院長
理 事	常勤	加世田 ゆみ子	リハビリテーション病院長
理 事	非常勤	相田 俊夫	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 理事
理 事	非常勤	森信 秀樹	広島経済同友会 特別幹事
監 事	非常勤	寺垣 玲	弁護士
監 事	非常勤	吉中 邦彦	公認会計士

② 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(3) 職員数 (令和4年4月1日時点)

区 分	職員数
広島市民病院	1,747人
安佐市民病院 (※)	1,131人
舟入市民病院	267人
リハビリテーション病院・自立訓練施設	237人
本部事務局	56人
合計	3,438人

※ 令和4年5月1日より「北部医療センター安佐市民病院」に名称変更

(4) 重要な施設等の整備等の状況

(単位:百万円)

重要な施設等	整備等の状況	決算額	財源
広島市立北部医療センター安佐市民病院	建設工事等	6,769	広島市からの長期借入金等

(5) 純資産の状況

(単位:百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
資本金	19,387	0	1,250	18,137
資本剰余金	663	124	39	748
利益剰余金	3,667	0	1,161	2,506
純資産合計	23,717	124	2,450	21,391

(6) 財源の状況

(単位:百万円)

区 分	金 額	構成比率 (%)
収入		
営業収益	61,886	85%
営業外収益	854	1%
臨時利益	574	1%
資本収入	9,803	13%
合計	73,117	100%

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

環境配慮の基本方針として、省エネルギーの推進を掲げ、温室効果ガス等の排出の削減に取り組んでいます。

また、仕事と育児・介護の両立や障害者雇用の促進、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に取り組むとともに、各病院において、医療従事者を対象とした研修や住民を対象とした市民公開講座を実施する等、社会貢献活動を推進しています。

8 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

(1) リスク管理の状況

広島市立病院機構では、平成31年度に定めた「地方独立行政法人広島市立病院機構内部統制に係る基本方針」に基づき、法人運営の障害となるリスクの顕在化の防止又はリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図るリスク管理に取り組んでいます。

リスク管理体制として、部門ごとのリスク管理を統括する管理体制を定めて、内部統制担当役員（副理事長）によって法人のリスク管理を統括しています。また、内部統制推進委員会を設置し、法人の内部統制推進部門において、その事務に当たっています。

(2) 業務運営上の課題及びその対応策の状況

広島市立病院機構は、広島市の医療施策上必要な救急医療、高度で先進的な医療その他の医療を提供すること並びに医療に関する調査及び研究、地域医療の支援等を行うことにより、法人の目的を達成します。このため、法人の目的を阻害するリスクを、「①業務の有効性及び効率性に関するリスク」、「②事業活動に関わる法令等の遵守に関するリスク」、「③資産の保全に関するリスク」、「④財務報告等の信頼性に関するリスク」とし、その対応策を定めています。

リスク	内部統制の取組方針・対応策
・業務の有効性及び効率性に関するリスク	中期計画及び年度計画の策定過程の整備等
	法令等の順守体制の整備
	損失危機管理の体制の整備
・事業活動に関わる法令等の遵守に関するリスク	情報保存管理の体制の整備
	財務報告等の信頼性確保の体制の整備
	内部監査体制の整備
・資産の保全に関するリスク	内部通報・外部通報に関する体制の整備
	情報化による業務の効率的な遂行
・財務報告等の信頼性のリスク	適切な人事異動
	研修の実施
	内部統制に関する取組の把握
	内部統制に関する取組の不断の見直し

9 業績の適正な評価に資する情報

(1) 広島市民病院

ア 救急医療の提供

初期レベルの一次救急医療から、救命救急センターを備え一刻を争う重篤患者に対する三次救急医療までを24時間365日体制で提供しています。

また、救急搬送困難事案の患者を一旦受け入れ、初期診療を行った上で、必要に応じて支援医療機関への転院を行う役割を担う救急医療コントロール機能病院として運営しています。

さらに、医師会が運営する夜間急病センターとの連携、協力の下、一次救急医療の提供体制の適切な運営に努めています。

イ がん診療機能の充実

地域がん診療連携拠点病院（高度型）として、豊富な診療経験や充実した診療体制を生かして、手術や化学療法、放射線治療を効果的に組み合わせた集学的治療、緩和ケアの提供を行っています。

「広島がん高精度放射線治療センター」と連携するとともに、放射線治療機器を充実させ、質の高い医療を提供しています。

また、個々の患者に適したがん診療につなげるがんゲノム医療の提供に取り組んでいます。

ウ 周産期医療の提供

総合周産期母子医療センターとして、リスクの高い妊産婦や極低出生体重児に対する医療等、母体、胎児及び新生児に対する総合的で高度な周産期医療を提供しています。

エ 災害医療の提供

災害拠点病院として、BCP（業務継続計画）に基づき、地震や台風等の自然災害、大規模火災等の都市災害等に備え、自家発電設備等のライフライン機能の維持、医薬品の備蓄等を行い、災害時に、迅速かつ適切な医療提供ができる体制を確保します。

災害その他の緊急時には、広島市地域防災計画等に基づき、広島市長からの求めに応じて適切に対応するとともに、自らの判断で医療救護活動を行います。

また、DMAT（災害派遣医療チーム）及びDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請に基づき、被災地へ医師等を派遣し、被災地の医療活動の支援を行っています。

オ 低侵襲手術等の拡充

内視鏡下手術用ロボットの増設やカテーテル治療とバイパス手術などの外科手術を同時に行うことのできるハイブリッド手術室を充実させ、患者の身体的負担が少ない手術等を拡充しています。

カ 中央棟設備の老朽化への対応

救命救急センター、ICU（集中治療室）、中央手術室等、病院の中核機能が集中する中央棟は、築後30年を経過し、建物設備の老朽化が進行していることから、計

画的な改修などによる老朽化への対応を進めつつ、中央棟の建替え等の計画を検討しています。

(2) 北部医療センター安佐市民病院

ア 救急医療の提供

地域救命救急センターを設置し、一次救急医療から三次救急医療まで24時間365日体制で提供しています。

安佐医師会病院、可部夜間急病センター等との連携、協力の下、一次救急医療の提供体制の適切な運営に努めます。

イ がん診療機能の充実

地域がん診療連携拠点病院として、消化器内視鏡治療、手術や化学療法、放射線治療、分子標的治療、免疫療法を適切に組み合わせた低侵襲的、集学的治療を行っています。

地域在宅緩和ケア推進事業を継続・発展させ、安佐医師会病院や在宅医などと連携し、地域に根ざした緩和ケアを提供しています。

がんゲノム診療科で、がんゲノム医療や遺伝カウンセリングの提供体制を充実させ、患者個々のニーズに合わせた支援を行っています。

がん診療に関連する診療科、センターを集約化し、新たに通院治療センターを設置し、集学的ながん治療・支援を行います。

ウ 災害医療の提供

災害拠点病院として、地震や台風等の自然災害、大規模火災等の都市災害に備え、自家発電設備等のライフライン機能の維持、医薬品や食料品の備蓄等を行っています。また、病院の立地からも、水害を想定したBCPに基づき、迅速かつ適切な医療提供ができる体制を確保するとともに、被災傷病者等の受入れを行います。

災害その他の緊急時には、広島市地域防災計画等に基づき、広島市長からの求めに応じて適切に対応するとともに、自らの判断で医療救護活動を行います。

DMATの派遣要請に基づき、被災地へ医師等を派遣し、被災地の医療活動を支援します。

エ へき地医療の支援

へき地医療拠点病院として、広島県が進める「高度医療・人材供給拠点」整備構想に適切かつ的確に対応するため、広島県北西部地域医療連携センターを中心に、県北西部地域などの医療提供体制に沿った、医療スタッフの派遣を行います。

県北西部地域等の医療従事者に対する研修等の教育体制の構築を図ります。

また、関係医療機関に対するICT（情報通信技術）を活用した入退院時のカンファレンスなど、診療補助等の支援に取り組みます。

オ 低侵襲手術の拡充等

内視鏡下手術用ロボットを活用した手術の対象領域や適応症例の拡大、カテーテル治療とバイパス手術などの外科手術を同時に行うことのできるハイブリッド手術室の運用を進め、患者の身体的負担が少ない手術の拡充と日帰り手術の推進等を行っています。

内視鏡手術技術認定医、内視鏡下手術用ロボット認定術者等の育成を積極的に推進し、安全で安定した低侵襲手術の提供に努めます。

(3) 舟入市民病院

ア 小児救急医療の提供

小児科の24時間365日救急診療を安定的に提供するため、引き続き、医師会、広島大学等の協力を得るとともに、市立病院間の応援体制の強化に取り組みます。また、重篤な小児救急患者の円滑な搬送を行うため、三次救急医療機関との連携を図ります。

トリアージナースの能力向上を図り、診療体制の強化に取り組みます。

イ 小児専門医療の充実

小児心療科において、精神療法等の個人療法やグループで治療を行う集団療法に加え、未治療者や治療中断者の重症化防止のための支援について検討を行います。また、小児科のアレルギー外来と連携し、アトピー疾患専門医による診療の充実を図ります。

ウ 感染症医療の提供

第二種感染症指定医療機関として、新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等の新興感染症患者への対応ができるよう、平常時から医療体制を維持するとともに、感染症発生時には、広島県や広島市、市立病院を始めとする市内の関連病院等と連携して対応します。また、感染症拡大時には迅速・弾力的に対応します。

新型コロナウイルス感染症による医療提供体制の見直しを踏まえて対応策を検討します。

感染症専門資格の取得など教育研修への参加を促進し、職員の専門性の向上を図ります。

エ 病院機能の有効活用

広島市民病院からの手術症例の受入れ強化を行うとともに、地域住民の緊急時の受入れ強化等に取り組みます。

法人における外科系研修医師の手術教育施設（トレーニング）として、良性疾患を中心とした手術を行います。

(4) リハビリテーション病院・自立訓練施設

ア 総合的なリハビリテーションサービスの提供

広島市身体障害者更生相談所、リハビリテーション病院及び自立訓練施設の運営責任者で構成する常設の連絡会議等を通じ、引き続き3施設の連携の維持を図り、総合的なリハビリテーションサービスを継続的かつ安定的に提供します。

イ 回復期リハビリテーション医療の充実

広島市民病院、安佐市民病院などの急性期病院との連携強化を図り、急性期の疾病治療・リハビリテーションを経過した患者を早期に受け入れ、日常生活機能の向上や社会復帰を目的とした専門的で集中的な回復期のリハビリテーションを一体的かつ連続的に提供します。

退院後の患者を中心に継続的なリハビリテーション医療を提供するため、地域医

療機関とも連携し、外来リハビリテーションや訪問リハビリテーション・訪問看護など在宅療養への支援の充実を図ります。

ウ 自立訓練施設の利用促進

リハビリテーション病院との連携を強化し、連続性のある訓練の実施と訓練内容の充実を図ります。

医療・福祉関係機関、福祉サービス事業者等との連携を強化し、地域からの施設利用の拡大を図ります。

エ 相談機能の充実と地域リハビリテーションの推進

利用者の状況に応じた退院・退所後の生活支援ができるよう、地域の医療・保健・福祉関係機関と連携した相談機能の充実を図ります。

広島市身体障害者更生相談所等と連携して、地域リハビリテーションの推進を図ります。

オ 災害時の市立病院間のバックアップ機能の強化

西風新都に立地し、高速道路インターチェンジに近接するというリハビリテーション病院の地理的条件を生かし、デルタ地帯が被災した場合に備え、他の市立病院の診療情報の保管や医薬品等の備蓄などバックアップ機能の強化を図るとともに、DMATの受入拠点、広域搬送拠点としての活用について検討します。

10 業務の成果及び当該業務に要した資源

(1) 令和4年度の業務実績とその自己評価

各業務の具体的な取り組み結果と行政コストとの関係の概要は、次のとおりです。詳細については、業務実績報告書をご覧ください。

(単位：百万円)

大項目	評価点	行政コスト
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上		
1 市立病院として担うべき医療	3	64,515
2 医療の質の向上	4	
3 患者の視点に立った医療の提供	4	
4 地域の医療機関等との連携	4	
5 市立病院間の連携の強化	4	
6 保健、医療、福祉、教育に係る行政分野への協力	4	
第2 業務運営の改善及び効率化		
1 業務運営体制の確立	4	
2 人材の確保、強化	4	

3 弾力的な予算の執行、組織の見直し	4	
4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり	4	
5 外部評価等の活用	4	
第3 財務内容の改善		
経営の安定化の推進	4	
第4 その他重要事項		
広域的な医療提供体制に係る調査・研究	4	

(2) 中期目標期間中における評価結果

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
評価の記号	—	—	—	—

【評価区分】

- S：法人の業務は、中期計画の達成に向けて極めて順調に実施されている。
- A：法人の業務は、中期計画の達成に向けて順調に実施されている。
- B：法人の業務は、中期計画の達成に向けて概ね順調に実施されている。
- C：法人の業務は、中期計画の達成に向けて十分に実施されていない。
- D：法人の業務には、中期計画を達成するために重大な改善事項がある。

1.1 予算及び決算の概要

(単位：百万円)

科目	令和4年度		差額理由
	予算額	決算額	
収入			
営業収益	60,669	61,914	①
営業外収益	795	906	
臨時利益	0	569	
資本収入	13,921	9,804	②
計	75,385	73,193	
支出			
営業費用	57,641	57,867	
営業外費用	692	640	
臨時損失	0	824	
資本支出	20,241	15,078	③
計	78,574	74,409	

予算額と決算額の差額の説明

- ① 補助金等収入が計画より増加したことによる
- ② 長期借入金が計画より減少したことによる
- ③ 安佐市民病院の建替えに係る建設改良費が計画より減少したことによる

12 財務諸表の要約

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
I 固定資産	75,333	I 固定負債	70,598
有形固定資産	69,824	資産見返負債	2,538
無形固定資産	1,629	長期借入金	36,377
投資その他の資産	3,880	移行前地方債償還債務	14,610
II 流動資産	30,047	引当金	14,677
現金及び預金	17,842	資産除去債務	362
医業未収金	10,548	リース債務	2,034
未収金	1,312	II 流動負債	13,391
医薬品	197	一年以内返済予定長期借入金	2,154
診療材料	79	一年以内返済予定移行前地方債償還債務	1,420
貯蔵品	1	医業未払金	4,760
その他	68	未払金	3,192
		リース債務	148
		未払消費税等	7
		預り金	389
		引当金	1,321
		負債合計	83,989
		純資産の部	金額
		I 資本金	18,137
		II 資本剰余金	748
		III 利益剰余金	2,506
		純資産合計	21,391
資産合計	105,380	負債純資産合計	105,380

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	62,740
営業収益	61,886
医業収益	54,865
運営費負担金収益	4,097
運営費交付金収益	50
補助金等収益	2,674
寄附金収益	25
資産見返運営費負担金戻入	26
資産見返補助金戻入	36
資産見返寄附金戻入	2
自立訓練施設収益	111
営業外収益	854
運営費負担金収益	194
財務収益	4
雑益	656
経常費用	63,600
営業費用	63,008
医業費用	62,133
自立訓練施設費	308
一般管理費	567
営業外費用	592
財務費用	499
雑支出	93
経常損益	▲860
臨時利益	575
臨時損失	876
当期純損失	▲1,161

(3) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金 (繰越欠損金)	純資産合計
当期首残高 (A)	19,387	663	3,667	23,717
当期変動額 (B)	▲1,250	85	▲1,161	▲2,326
その他行政コスト		▲39		▲39
当期純損失			▲1,161	▲1,161
その他	▲1,250	124		▲1,126
当期末残高 (A+B)	18,137	748	2,506	21,391

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	4, 4 9 6
投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	▲ 1 1, 9 1 3
財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	4, 5 5 8
資金増加額 (D=A+B+C)	▲ 2, 8 5 9
資金期首残高 (E)	1 4, 4 7 1
資金期末残高 (F=D+E)	1 1, 6 1 2

(5) 行政コスト計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
損益計算書上の費用	6 4, 4 7 6
経常費用	6 3, 6 0 0
臨時損失	8 7 6
その他行政コスト	3 9
行政コスト合計	6 4, 5 1 5

1 3 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明

(1) 貸借対照表

<資産>

令和4年度末現在の資産合計は105,380百万円と、前年度と比較して2,657百万円増(2.6%増)となっています。これは、前年度末と比較して、有形固定資産が2,131百万円増(3.1%増)となったことが主な要因です。

<負債>

令和4年度末現在の負債合計は83,989百万円と、前年度と比較して4,983百万円増(6.3%増)となっています。これは、前年度末と比較して、長期借入金が5,514百万円増(17.9%増)となったことが主な要因です。

<純資産>

純資産は21,391百万円と、前年度と比較して2,326百万円減(9.8%減)となっています。これは、設立団体出資金が1,250百万円減(6.4%減)となったことが主な要因です。

セグメント総資産の経年比較

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
広島市民病院	42,399	41,561	41,175	42,785
北部医療センター 安佐市民病院	16,008	37,210	46,610	46,490
舟入市民病院	7,405	7,905	8,504	9,623
リハビリテーション病 院・自立訓練施設	5,930	5,856	5,604	5,585
法人本部	931	787	831	897
合計	72,673	93,319	102,724	105,380

※ セグメントの区分については、地方独立行政法人広島市立病院機構会計規程に基づき、経理単位（各病院及び法人本部）に区別しています。

(2) 損益計算書

＜経常収益＞

令和4年度の経常収益は 62,740 百万円と、前年度と比較して 215 百万円減 (0.3% 減) となっています。これは、前年度と比較して補助金等収益が 1,752 百万円減 (39.6% 減) となったことが主な要因です。

＜経常費用＞

令和4年度の経常費用は 63,600 百万円と、前年度と比較して 2,911 百万円増 (4.8%増) となっています。これは、医業費用における材料費が 712 百万円増 (3.9% 増) となったことや、医業費用における経費が 1,352 百万円増 (17.9%増) となったことが主な要因です。

＜当期純損益＞

令和4年度の当期純損益は ▲1,161 百万円となり、前年度と比較して 3,348 百万円減 (前年度は 2,187 百万円の当期純利益) となっています。これは、前年度と比較して経常損益が 3,126 百万円減 (前年度は 2,266 百万円の経常利益) となったことが主な要因です。

セグメント経常損益の経年比較

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
広島市民病院	▲122	613	1,000	735
北部医療センター安 佐市民病院	334	1,214	839	▲1,892
舟入市民病院	171	631	1,132	930
リハビリテーション病 院・自立訓練施設	▲74	▲42	▲92	▲72
法人本部	▲507	▲549	▲613	▲561
合計	▲198	1,867	2,266	▲860

(3) 純資産変動計算書

当事業年度の純資産は資本金が▲1,250百万円減、その他行政コストが▲39百万円減、資本剰余金が124百万円増、当期未処理損失として1,161百万円を取り崩した結果、21,391百万円となりました。

(4) キャッシュ・フロー計算書

＜業務活動によるキャッシュ・フロー＞

令和4年度の業務活動によるキャッシュ・フローは4,496百万円の収入となり、前年度と比較して4,770百万円の収入減(51.4%減)となっています。これは、前年度と比較して補助金等収入が1,820百万円減(38.2%減)となったことが主な要因です。

＜投資活動によるキャッシュ・フロー＞

令和4年度の投資活動によるキャッシュ・フローは11,913百万円の支出となり、前年度と比較して3,789百万円の支出減(24.1%減)となっています。これは、前年度と比較して有形固定資産の取得による支出が5,239百万円減(31.6%減)となったことが主な要因です。

＜財務活動によるキャッシュ・フロー＞

令和4年度の財務活動によるキャッシュ・フローは4,558百万円の収入となり、前年度と比較して2,107百万円の収入減(31.6%減)となっています。これは、前年度と比較して長期借入による収入が2,490百万円減(24.5%減)となったことが主な要因です。

キャッシュ・フロー計算書の経年比較

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
業務活動によるキャッシュ・フロー	2, 9 3 2	5, 0 8 5	9, 2 6 6	4, 4 9 6
投資活動によるキャッシュ・フロー	4, 5 3 5	▲13, 4 8 2	▲15, 7 0 2	▲11, 9 1 3
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲1, 4 1 2	10, 6 8 6	6, 6 6 5	4, 5 5 8
資金増加額	6, 0 5 5	2, 2 8 9	2 2 9	▲2, 8 5 9
資金期首残高	5, 8 9 8	11, 9 5 3	14, 2 4 2	14, 4 7 1
資金期末残高	11, 9 5 3	14, 2 4 2	14, 4 7 1	11, 6 1 2

(5) 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは 64,515 百万円です。内訳としては損益計算書上の費用が 64,476 百万円、その他行政コストが 39 百万円です。

1.4 内部統制の運用状況

内部統制の主な実施状況は以下のとおりです。

<内部統制の運用（業務方法書第5条、第9条、第13条）>

広島市立病院機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が、地方独立行政法人法又は他の法令、広島市の条例若しくは規則又は法人の定款に適合すること、及びその他業務の適正を確保するため内部統制委員会を整備し、内部統制システムの充実・強化を進めております。

また、「地方独立行政法人広島市立病院機構内部通報事務手続規程」、「地方独立行政法人広島市立病院機構外部通報事務手続規程」に基づき、通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、通報の受付・調査等必要な対応を実施することにより、通報制度を適切に運用しています。

<監事監査・内部監査（業務方法書第11条、第12条）>

監事は、広島市立病院機構の業務及び会計に関する監査を行います。監事結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、必要があると認める場合は、報告書に意見を具申することができます。

また、法人は、内部監査担当部門を設置し監査を実施するとともに、監査結果に対する改善措置状況を理事長に報告することとしています。令和4年度の内部監査は、本部事務局施設整備課に対して実施しました。

<予算の適正な配分（業務方法書第15条）>

運営費負担金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体

制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みとして、前年度3月の理事会において期首時点の各事業の予算額を決定しています。

15 法人に関する基礎的な情報

(1) 沿革

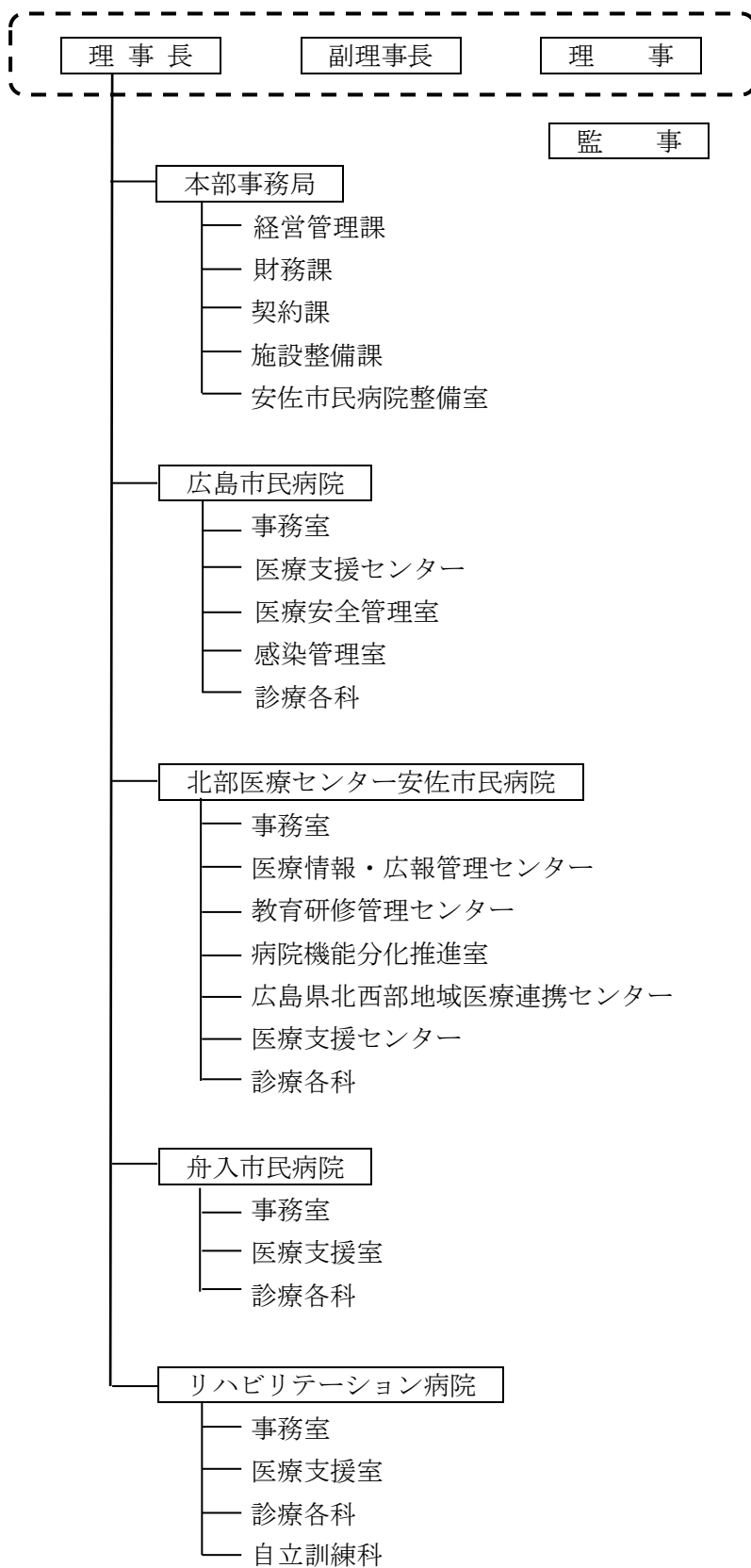
平成26年4月 地方独立行政法人として設立

(2) 設立に係る根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

(3) 組織図（令和4年5月1日時点）

理事会



(4) 事務所の所在地（令和4年5月1日時点）

ア 本部事務局の所在地

広島市中区基町7番33号（広島市民病院西棟2階）

イ 病院の所在地

病院名	所在地	病床数
広島市民病院	広島市中区基町7番33号	一般病床：715床 精神病床：28床
北部医療センター 安佐市民病院	広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号	一般病床：414床 精神病床：20床
舟入市民病院	広島市中区舟入幸町14番11号	一般病床：140床 感染症病床：16床
リハビリテーション病院	広島市安佐南区伴南一丁目39番1号	一般病床：100床

ウ 施設の所在地

施設名	所在地	定員数
自立訓練施設	広島市安佐南区伴南一丁目39番1号	自立訓練（機能訓練）：60人 短期入所支援：若干名（空床型）

(5) 主要な財務データの経年比較

（単位：百万円）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	59,838	60,215	62,955	62,740
経 常 費 用	60,036	58,348	60,689	63,600
当期総利益（又は（▲）損失）	▲193	1,869	2,187	▲1,161
資 産	72,673	93,319	102,724	105,380
負 債	53,179	71,873	79,006	83,989
利益剰余金（又は（▲）損失）	▲390	1,479	3,667	2,506
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,932	5,085	9,266	4,496
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,535	▲13,482	▲15,702	▲11,913
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲1,412	10,686	6,665	4,558
資 金 期 末 残 高	11,953	14,242	14,471	11,612

(6) 翌事業年度（令和5年度）に係る予算、収支計画及び資金計画

ア 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
営業収益	65,208
医業収益	60,406
運営費負担金・運営費交付金収益	4,505
補助金等収益	180
自立訓練施設収益	118
その他営業収益	0
営業外収益	848
運営費負担金収益	194
その他営業外収益	654
臨時利益	0
資本収入	1,806
長期借入金	1,684
補助金等収入	0
その他資本収入	122
その他収入	0
計	67,862
支出	
営業費用	60,303
医業費用	59,402
給与費	29,588
材料費	20,354
経費	9,279
研究研修費	181
自立訓練施設費	291
給与費	212
材料費	0
経費	79
研究研修費	0
一般管理費	610
給与費	422
経費	188
研究研修費	0
営業外費用	676
臨時損失	0
資本支出	7,488
建設改良費	3,766
投資	0
償還金	3,574
その他支出	148
計	68,467

(注1) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の物価の変動は考慮していない。

イ 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収益の部	66,174
営業収益	65,326
医業収益	60,406
運営費負担金・運営費交付金収益	4,505
補助金等収益	180
資産見返運営費負担金等戻入	118
自立訓練施設収益	118
その他営業収益	0
営業外収益	848
運営費負担金収益	194
その他営業外収益	654
臨時利益	0
費用の部	66,425
営業費用	65,748
医業費用	64,833
給与費	29,928
材料費	20,354
経費	9,539
減価償却費	4,779
資産減耗費	52
研究研修費	181
自立訓練施設費	294
給与費	213
材料費	0
経費	79
減価償却費	1
研究研修費	0
一般管理費	621
給与費	432
経費	188
減価償却費	1
研究研修費	0
営業外費用	676
臨時損失	0
経常損失	▲251
純損失	▲251
目的積立金取崩額	0
総損失	▲251

(注) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

ウ 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金収入	81,624
業務活動による収入	66,056
診療業務による収入	60,406
運営費負担金・運営費交付金による収入	4,698
その他の業務活動による収入	952
投資活動による収入	122
運営費負担金による収入	122
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	1,684
長期借入れによる収入	1,684
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	13,761
資金支出	81,624
業務活動による支出	60,979
給与費支出	30,222
材料費支出	20,354
その他の業務活動による支出	10,403
投資活動による支出	3,766
有形固定資産の取得による支出	3,766
その他の投資活動による支出	1
財務活動による支出	3,721
長期借入金の返済による支出	2,248
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,326
その他の財務活動による支出	148
翌事業年度への繰越金	13,157

(注) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。